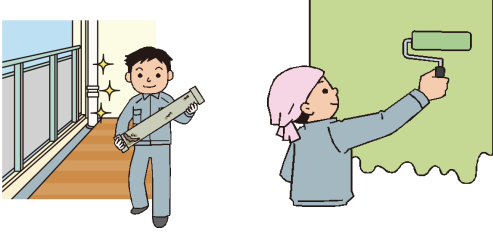


平成27年度 高知市住宅リフォーム助成事業の募集について

高知市では、安全安心で快適な住環境の向上とともに、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、また、まちなか居住の推進につなげるため、2つの住宅リフォーム助成事業を実施しています。事業の内容や申込みについてご案内します。

事業区分	一般リフォーム助成事業 (自宅のリフォーム)	まちなかりフォーム助成事業 (中心市街地にある貸家等のリフォーム)
○事業の概要	住宅・住環境の向上のため、自らが所有し、居住している住宅をリフォームするものに対して経費の一部を助成します。 	まちなか居住の推進を図るため、次のものに対して経費の一部を助成します。 ・既存の住宅(共同住宅を含む)をリフォームするもの ・店舗や雑居ビル内の既存の住戸をリフォームするもの ・オフィスビルなどをリフォームして一部を住宅に転用するもの(改修後の住宅部分の面積が40平方メートル以上となるものに限る) ※いずれの場合も、居住部分(改修後に当該用途となる部分を含む)に係る工事のみが対象です。また、所有者自身が居住する住戸は除きます。
○補助対象者 <small>次の要件をすべて満たす方が対象</small>	(1)平成26年4月1日以前から引き続き高知市内に住民票の記載がある方 (2)対象住宅の所有者。ただし、当該所有者と親子関係にある者等市長が特に必要と認める場合については、この限りではありません。 (3)高知市税を滞納していない方 ※上の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合には、対象としません。	
○補助対象建物 <small>次の要件をすべて満たす建物が対象</small>	補助対象者が高知市内に所有し、自ら居住している住宅が対象となります。 ※マンションなどは専有部分、店舗・事務所などの併用住宅は居住用部分に限ります。	(1)補助対象者が旧中心市街地活性化区域内(※)に所有する建物(ただし、自己の居住する住戸を除く。)→※別紙エリア図等参照 (2)昭和56年6月以降に着工された建物(ただし、昭和56年5月31日以前に着工された建物でも、耐震改修工事を行っている場合は対象)
○補助対象工事 <small>次の要件をすべて満たす工事が対象</small>	共通要件	(1)市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人の施工業者が行う工事 (2)補助金の交付決定日以降に着工し、平成28年2月29日(月)までに完了する工事(工事費用の支払いは実績報告までに終わるものとする。) (3)次ページ【補助対象工事】の①から⑥のいずれかに該当する工事
	個別要件	工事費用が20万円以上(消費税を含む)
○補助金額	補助対象経費(消費税含む)の20% ※千円未満切り捨て ※最高限度額20万円	補助対象経費(消費税含む)の30% ※千円未満切り捨て ※最高限度額30万円(1戸あたり) ※一所有者1棟2戸までとします。
○補助金交付回数	同一住宅・同一対象者について一回限りとします。 ※共有名義の住宅については、共有者のうち一人に限り補助します。	

○お問い合わせ先

高知市都市建設部 住宅政策課(住宅政策係) ※南別館5階

住所: 〒780-8571 高知市本町5丁目6-13

電話: (088)-823-9463

E-mail: kc-171500@city.kochi.lg.jp

FAX: (088)-823-9374



【補助対象工事】

①修繕・補修・模様替え・増築（10㎡以下）の工事

例：内装の張替え・塗装・修繕・補修工事，畳表替え，ふすま・障子の張替え，タイル等の張替え工事，間取りの変更にかかる工事等

※ 準防火地域においては，10㎡以下の増築であっても，建築確認申請が必要です。

②住宅の耐久性を高める工事

例：屋根や外壁等の張替え・塗装・修繕・補修工事，屋根の防水・ふき替え工事等

③住宅の安全上または防災上必要な工事

例：バリアフリー化工事，防火・耐火工事，補強工事等

④住宅の居住性を良好にするための工事

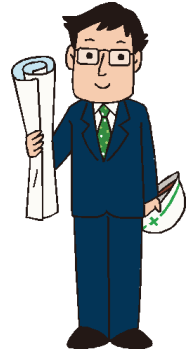
例：システムキッチン工事，床暖房工事，断熱工事，防音工事等

⑤住宅の衛生上必要な工事

例：ユニットバス・洗面台の設置工事，トイレの改善工事等

⑥その他

例：作り棚など建物と一体となる家具工事等



※ 以下の工事は補助対象となりません。補助対象となるか否か判断しがたい場合は，お問合せください。

①新築，増築（10㎡を超える）およびそれに伴う工事

②外構工事

例：簡易物置・カーポート・車庫・ウッドデッキの設置，門扉・塀などの設置，造園工事，排水溝の改修・修繕等

③太陽光パネル設置および家電製品や家具等の備品購入またはそれに伴う取付けに係る費用

例：ソーラーパネル設置工事，エアコンなどの電化製品の購入設置，カーテン・カーペットの取替え等

④解体工事

例：住宅の解体工事，門扉・門柱・塀・フェンスの撤去，樹木の撤去等

⑤高知市のほかの補助金と重複する工事部分

例：バリアフリー化補助金，木造住宅耐震改修費等補助金（併せてリフォームを行う場合のリフォーム部分は可）

⑥その他リフォームと見なせないもの

例：防虫や消毒等の薬剤散布等，消防用品や防災用品の購入，家具の固定，アンテナ・防犯灯・防犯ブザー設置，オール電化工事，エコ給湯器設置工事，インターネット配線設備工事，各種法令違反の工事等

※ シロアリ対策，オール電化は単独では補助対象としないが，床や壁のリフォームと同時に行う場合は，補助対象工事として認める。

○補助金の事前申込 ※「一般リフォーム」・「まちなかりフォーム」の事業区分別に申込み

・事前申込みの受付期間：6月1日(月)から7月15日(水)まで（平日8:30～17:15）

・補助金交付事前申込書に必要事項を記入し，受付期間内に住宅政策課まで提出してください。

※ 事前申込が多数の場合，受付終了後に抽選により交付申請できる方を決定します。
(先着順ではありません。)

・「一般リフォーム」・「まちなかりフォーム」の事業区分ごとに事前申込書も別様式です。

・郵送による受付はしませんので，必ず持参してください。

※ 代理人(申請者と同居の家族以外の方)に申請を依頼する場合は委任状が必要です。

※ 補助金交付事前申込書や委任状は，住宅政策課等で配布するほか，同課のホームページからもダウンロード可能です。

・予定の施工業者，工事概要および工事総額等を記載してください。

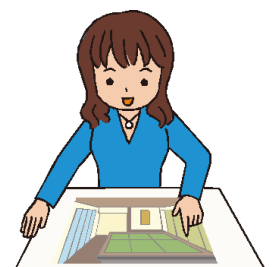
※ この段階での見積書の添付は必要ありませんが，見積りにもとづき記載してください。なお，交付申請時には見積書を添付していただきます。

※ 見積りは，複数の業者からとり，納得のうえで契約することをお勧めします。

なお，見積りが有料の業者もありますのでご注意ください。

※ 交付決定後の補助金額の増額変更は認めませんので，ご注意ください。

※ 印鑑は認め印で結構です。なお，今後提出していただく交付申請書，実績報告書，請求書においても全て同じ印鑑を使用してください。



○公開抽選会（申込者多数の場合）

事前申込みが多数の場合、7月22日(水)に公開抽選会を実施します。

- ・予算の範囲内で当選者を決定します。併せて、補欠順位も決定します。
- ・抽選会への出欠は任意であり、抽選結果への影響はありません。
- ・抽選結果は、事前申込者全員に後日郵送で通知します。

○補助金の交付申請（当選者のみ）

※「一般リフォーム」・「まちなかりフォーム」の事業区分別に申請

抽選の結果、当選した方には補助金の交付申請をしていただきます。

- ・交付申請の受付期間：7月27日(月)から8月28日(金)まで(平日8:30~17:15)
- ・補助金交付申請書および申請に関する書類は、抽選結果の通知の際に、当選者に送付します。
※ 「一般リフォーム」・「まちなかりフォーム」の事業区分ごとに申請書も別様式です。
- ・郵送による受付はしませんので、必ず持参してください。
- ・代理人に申請を依頼する場合は委任状が必要です。
※ 委任状は住宅政策課等で配布するほか、同課のホームページからもダウンロード可能です。

■交付申請に必要な書類（添付書類）

< 共通書類 >

- (1)改修計画書
- (2)建物の所有権を証明できる書類の写し
〔建物登記事項証明書、固定資産税評価証明書、または固定資産納税通知書等〕
- (3)高知市納税証明書
〔申請者の市県民税納税証明書と建物所有者の固定資産税納税証明書〕
- (4)工事見積書の写し（申請者を宛名とするもの）
〔補助対象工事と他の部分を分離した内訳明細のあるもの、施工業者の印があるもの〕
- (5)建物の全景写真及び施工予定箇所の現況写真
〔全景写真は2方向以上、現況写真は施工予定箇所の現況が明確に分かるもの〕
- (6)施工業者の本店の所在地が市内にあることが分かる書類
〔法人は登記簿謄本の写し、個人は住民票の写し〕
- (7)その他市長が必要とする書類

< 個別書類 >

「まちなかりフォーム」については、以下のものを追加添付してください。

- (8)建築年を確認できる書類の写し
〔固定資産税課税明細書の写しなど〕
- (9)耐震改修工事済であることが分かる書類 ※上記(8)で昭和56年5月31日以前に着工の場合のみ
〔工事の契約書・領収書の写しなど〕

○補助金交付決定の通知

補助金交付申請書の審査後、補助金交付決定通知書を送付します。

※ **工事は、この補助金の交付決定を受けてから着手してください。**

○繰上当選

- ・当選者の中から辞退などが発生した場合、予算の範囲内で補欠順位1位の方から順番に繰上当選となります。
- ・繰上当選となった場合、補助金交付申請書及び申請に関する書類を送付します。

※高知市では、次のような木造住宅の耐震化工事やバリアフリー化工事などの補助事業も実施しています。住宅リフォーム補助事業と重複しなければ補助対象となります。予算上、件数に限りがある場合もありますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

- | | | |
|--------------------|------------|-------------------|
| ①木造住宅耐震改修費等補助 | 建築指導課 | TEL:(088)823-9470 |
| ②浄化槽設置補助 | 環境保全課 | TEL:(088)823-9471 |
| ③障害者福祉に関する住宅改造への助成 | 障がい福祉課 | TEL:(088)823-9053 |
| ④高齢者福祉に関する住宅改造への助成 | 高齢者支援課 | TEL:(088)823-9441 |
| ⑤介護保険に関する住宅改造への助成 | 介護保険課 | TEL:(088)823-9927 |
| ⑥水洗便所切り替え工事への補助 | 上下水道局営業管理課 | TEL:(088)821-9232 |



平成 27 年度 申請手続きから補助金の交付まで

事前申込書の提出

< 6/1 (月) ~ 7/15 (水) >

事前申込書に必要事項を記入し、

6月1日(月)から7月15日(水)までに、住宅政策課まで提出してください。

※郵送による受付はしませんので、必ず持参してください。



公開抽選会 ※申込み多数の場合

< 7/22 (水) >

事前申込みが多数の場合、7月22日(水)に公開抽選会を実施し、予算の範囲内で当選者を決定します。

※抽選会への出欠は任意であり、抽選への影響はありません。

※抽選結果は、事前申込者全員に後日郵送で通知します。

当選者

当選の通知及び補助金交付の申請に使用する書類を申込者に送付します。

補欠

補欠の通知を申込者に送付します。

補助金交付の申請

< 7/27 (月) ~ 8/28 (金) >

補助金交付申請書に必要書類を添えて、7月27日(月)から8月28日(金)までに、住宅政策課まで提出してください。

※郵送による受付はしませんので、必ず持参してください。

※代理人に申請を依頼する場合、委任状が必要です。

補助金交付の申請

(繰上当選者)

当選者の中から辞退などが発生した場合、予算の範囲内で補欠順位1位の方から順番に、繰上当選となります。

この場合、繰上当選の通知及び補助金交付の申請に使用する書類を繰上当選者に送付します。

※補助金交付の申請は、他の当選者と同様に行っていただく必要があります。

補助金交付決定の通知

申請書の審査が完了した後、補助金交付決定通知書及び実績の報告に使用する書類を申請者に送付します。

工事着手~完了, 工事代金の支払

< 交付決定~2/29 (月) >

交付決定通知が到達してから工事に着手し、平成28年2月29日(月)までに工事を完了してください。

工事費用の支払いは、実績報告の提出までにしてください。

実績報告書の提出

< 工事完了~3/4 (金) >

工事が完了したら、速やかに実績報告書に必要書類を添えて、

平成28年3月4日(金)までに、住宅政策課まで提出してください。

補助金交付確定の通知

実績報告書の審査が完了した後、補助金交付確定通知書及び補助金交付の請求に使用する書類を申請者に送付します。

補助金交付請求書の提出

請求書(市指定様式)に必要事項を記入し、住宅政策課まで提出してください。請求後およそ1か月後に指定口座に振り込みます。